

Ⅰ 「みやぎ子ども・子育て幸福計画」 の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の推進体制及び進行管理
- 5 市町村との連携

I 「みやぎ子ども・子育て幸福計画」第Ⅰ期の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

宮城県においては、平成22年に策定した「新みやぎ子どもの幸福計画」後期計画に基づき、次世代育成支援のため、様々な施策を推進してきましたが、依然として少子化の進行は止まらず、また、保育所入所待機児童や、いじめ・不登校、児童虐待など子どもをめぐる問題も多様化・複雑化しています。

さらに、平成23年に発生した東日本大震災で被災した子どもは、心に傷を負うとともに、震災以前の日常とは大きく異なる不自由な生活を余儀なくされています。また、その家族も同様に、震災前とは異なる孤立しがちな環境の中で、不安やストレスを抱えながら子育てをしています。

「平成25年県民意識調査」においては、「宮城県震災復興計画」で掲げている24の取組のうち、本計画に関連する取組である「未来を担う子どもたちへの支援」について、「重要」又は「やや重要」と回答した割合が83.7%であるのに対して、「満足」又は「やや満足」と回答した割合が48.7%とかい離が大きく、県民からの期待が特に大きい分野であるにもかかわらず、その期待に十分に答えているとは言えない現状がうかがえます。また、「宮城の将来ビジョン」の政策推進の基本方向の一つである「安心と活力に満ちた地域社会づくり」で掲げている14の取組の中で、本計画に関連する取組である「次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり」は、さらに力を入れる必要のある取組と回答した割合が、性別・年代別・地域別・圏域別いずれも最も高く、多くの県民が他の取組と比較しても重要であると考えています。

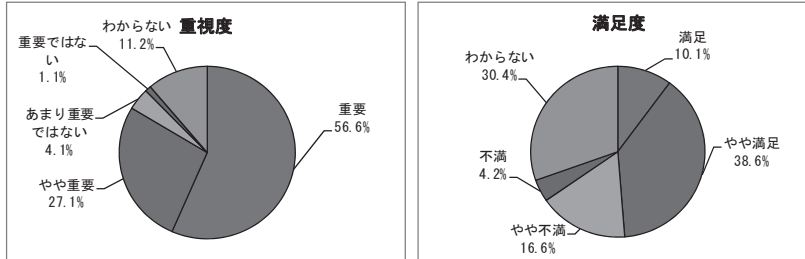
今後、県においては、引き続き多くの県民に関わる基礎的な行政サービスを一層充実させるとともに、平成27年度から本格施行される子ども・子育て支援新制度により、幼児期の学校教育・保育の確保・充実や地域のニーズに応じた多様な子ども・子育て支援を、着実に推進していく必要があります。

これらのことから、県として重点的に取り組む施策の方向性を明確にし、みやぎの将来を担う子どもの健全な育成と、子どもを生み育てやすい地域社会づくりを総合的に推進するため、次世代育成支援行動計画と子ども・子育て支援事業支援計画を一体化した「みやぎ子ども・子育て幸福計画」第Ⅰ期を策定しました。

取組「未来を担う子どもたちへの支援」の重視度・満足度（平成25年県民意識調査結果より）

重視度		満足度	
項目	割合(%)	項目	割合(%)
重要	56.6	満足	10.1
やや重要	27.1	やや満足	38.6
あまり重要ではない	4.1	やや不満	16.6
重要ではない	1.1	不満	4.2
わからない	11.2	わからない	30.4

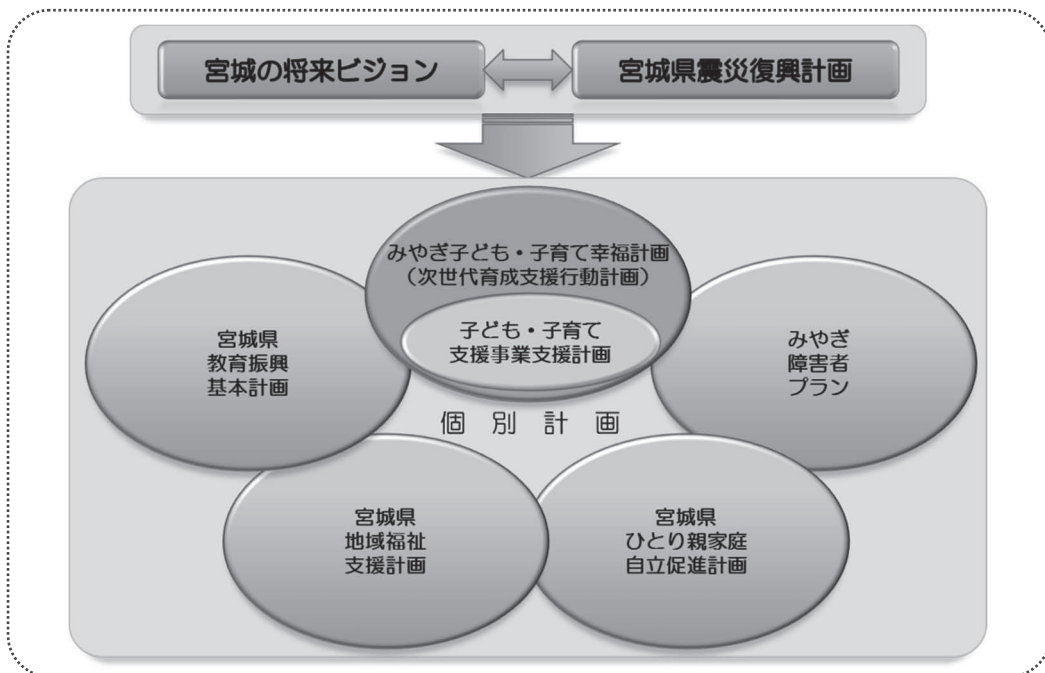
※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない。



2 計画の位置づけ

「みやぎ子ども・子育て幸福計画」は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第9条第1項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第62条第1項に基づき、本県が実施する子ども・子育て支援策について定めるものです。

また、県政運営の基本的指針である「宮城の将来ビジョン」及び東日本大震災からの復興の道筋を示した計画である「宮城県震災復興計画」を上位計画とした個別計画となっています。



3 計画の期間

「みやぎ子ども・子育て幸福計画」は、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針及び子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、5年を一期として策定するものとされており、平成27年度から平成31年度までを計画期間としています。

4 計画の推進体制及び進行管理

子ども・子育て支援対策は、児童福祉、母子保健、商工労働、教育、住宅などの各分野にまたがるものであり、部局横断的な取組が必要となります。

「みやぎ子ども・子育て幸福計画」の推進に当たっては、平成19年1月に設置した知事を本部長とする「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部」において、庁内の連携体制をより強化し、総合的に取り組んでいきます。

また、各分野における関係者で構成される「宮城県次世代育成支援対策地域協議会」及び「宮城県子ども・子育て会議」において、施策の実施に関し意見などを聴取していきます。

進行管理に当たっては、「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部」や「宮城県次世代育成支援対策地域協議会」、「宮城県子ども・子育て会議」において、進捗状況等に関する評価や検証を行い、次世代育成支援対策推進法第9条第6項に基づき、毎年度公表します。

5 市町村との連携

県は、市町村と恒常的に必要な助言、意見交換及び情報提供等を行い、相互に連携を図りながら子ども・子育て支援対策を総合的に推進します。

子ども・子育て支援新制度の施行に当たり、県及び市町村は、教育・保育施設の認可・認定及び確認並びに指導監督に当たり、必要な情報の共有、共同での指導監督など、相互に密接に連携しながら円滑な移行を図っていきます。また、県は、専門性の高い施策及び市町村の区域を越えた広域的な調整を要する施策など、地域の実情に応じて必要な支援を講じ、市町村の子ども・子育て支援対策の充実を図っていきます。